解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二日

大阪府枚方市山之上北町一七番一五号

一般社団法人日本ファーストコーチ普及協会

代表清算人　高比良　純

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二日

大阪市西成区南津守四丁目二番一〇号

創合設備株式会社

代表清算人　林　貴紀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二日

大阪市西成区岸里二丁目二番四―三〇六号

富貴莱株式会社

代表清算人　ソウ・ジェンチェン

解散公告

当社は、令和八年五月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二日

大阪府岸和田市額原町二〇六番地の二

株式会社田北電気工業所

代表清算人　田北　富生

解散公告

当社は、株主総会の決議により七月一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二日

大阪市中央区久太郎町二丁目四番三一号

恒栄商事株式会社

清算人　大久保　満

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二日

大阪市中央区北久宝寺町一―二―一オーセンティック東船場一二〇三号

株式会社ＹＫＴ　Ｈｏｍｅ

代表清算人　加々田拓真

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二日

大阪市港区港晴四丁目一四番五号四Ｆ

千巨立株式会社

代表清算人　管　翼

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二日

大阪府守口市橋波東之町四丁目七番八号

特定非営利活動法人３Ｗ

清算人　栗本　大介

解散公告

当社は、令和八年六月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二日

兵庫県宝塚市武庫川町五番二七―一三〇一号

株式会社ＣＯＴＴＩＬＡＮＤ

代表清算人　鈴木　信乃

令和八年七月二日

高知県高岡郡津野町北川五一八五番地一

有限会社野波建設

清算人　野波　政美

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二日

北九州市八幡西区藤原二丁目一四番一二号

株式会社ワイズリンク

代表清算人　吉川　賢治

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二日

福岡県久留米市城島町江上四七七番地

株式会社エガミ興産

代表清算人　江上　恵子

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二日

福岡市博多区奈良屋町三番一号

有限会社ヒロカネ宝石サロン友の会

清算人　乙藤　朋弘

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年七月一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二日

長崎市茂里町三番一号

株式会社長崎新聞開発センター

代表清算人　徳永　英彦